

第 2 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 16 年 4 月 20 日(火) 18:00 ~ 21:00

場所 アピアホール

黒田 定刻となりましたので、これより第2回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会につきましては、設置要綱の規定に基づき、公開という形にさせていただいております。また、本日の議題等につきましては、2月中旬に準備会議の方に決定していただいたものを基本にしております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

まず、一番上の次第でございます。1枚もので、裏側に配付資料の一覧を記載しております。それから、委員名簿、1枚もので、裏側が行政出席者の名簿となっております。続きまして、座席表、これも1枚ものでございます。

資料につきましては、1から5までということで、資料1は、河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組み概要ということで、パワーポイント形式になったものが、1ページから13ページまで。資料2としまして、運営委員会に関する方策事例ということで、1枚ものでございます。資料3は、第1回、第2回武庫川流域委員会の議事(案)ということで、1枚ものでございます。これが準備会議で決定された第1回、第2回の議事案ということです。資料4が、準備会議からの提言書ということで、8枚ものになっております。資料5は、前回の委員会以降に寄せられた要望書で、これも1枚ものでございます。

以上ですが、よろしいでしょうか - -。

では、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

議事に入るまで、事務局の私の方で進行させていただくということでお願いしたいと思います。

まず、第1の開会、委員紹介でございますが、前回の委員会を欠席されておりました委員の方々につきまして、ご紹介をさせていただきたいと思います。資料は、お手元の資料の委員名簿でございます。

それでは、私の方からお名前をご紹介させていただきますので、ご起立をお願いしまして、できましたら、2分程度で経歴など自己紹介をしていただきたいと思います。

名簿の順に紹介させていただきます。

京都大学教授の池淵委員でございます。

池淵委員 第1回を欠席して申しわけございませんでした。京都大学防災研究所の池淵

と申します。

この武庫川流域委員会におきましては、準備会議のメンバーをさせていただいておりました、また推薦委員という選定をしていただきまして、本委員会に参加する形で入っております。

専門は、雨から川へ出てくるまでの流出と申しますか、水循環の内容とか、水資源工学を専門領域にしております。川は、流域を映す鏡であるというふうにも言われておりますし、流域的視点、専門から申しますと、治水、利水にウエートを置いた形になるかと思っておりますが、専門、学識の視点等あわせて、武庫川の河川整備のあり方等につきまして発言をさせていただければと思っております。

よろしく願い申し上げます。

黒田 どうもありがとうございました。

続きまして、神戸大学教授の畑委員でございます。

畑委員 ご紹介いただきました畑でございます。

利水関係ということでご推薦いただきまして、今あるわけですけれども、神戸大学の農学部に所属しております、日ごろから水田とか農地とかいうところが美しく保全され、環境面でも豊かな空間になっていくように願っているものでございます。また、治水面でも、そういう農地の役割が機能していけばいいなと思っております。

幾つかの団体、学会等所属しておりますけれども、国際灌漑排水委員会というのがございまして、そこでは治水関係のワーキングに入っております。そういうこともありまして、治水にも興味を抱いて、関心を持っているものでございます。

武庫川に関しまして、支流の有馬川の方で、一時流量の観測をしたこともございますけれども、随分昔のことでもう忘れてしましまして、今回一からいろいろと学ばせていただければと思います。

環境面の配慮をしながら河川整備がなされるということで、環境、あるいは治水にしましても、モニタリングが非常に重要だと思いますけれども、この委員会の今までの議事録等を拝見いたしまして、住民の参加というのを非常に熱心に取り組まれていると。モニタリングともつながるところかと思っておりますけれども、非常に敬意を表しております。多くの方々のそういう目が、行政、管理者当局にも伝わって、一緒になって河川が環境が維持され、改善されていくというシステムづくりが大変大事だと思っております。

そういうことで、いろいろとご指導を仰ぎながら考えていきたいと思っておりますので、どう

ぞよろしく願いいたします。

黒田 どうもありがとうございました。

続きまして、大阪産業大学教授の村岡委員でございます。

村岡委員 村岡浩爾と申します。大阪産業大学の人間環境学部に勤務しております。

私、もともと土木工学で、河川工学などをやっております。それが専門なんですけれども、しばらく環境庁の国立公害研究所、現在の独立行政法人国立環境研究所におりまして、筑波にあるものですから、霞ヶ浦を初めとして多くの湖、あるいは関連の河川の水質調査、水環境関係の仕事をしてまいりました。

今回、この推薦委員ということで参加させていただきますが、どこまでお役に立つかわかりませんが、実は、私も武庫川の上流、裏六甲になりますけれども、そこに住んでおりまして、流域住民の一人でございます。皆さんとともに、いろいろと武庫川の問題を考えていって、何とかいい仕事をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

黒田 どうもありがとうございました。

なお、関西学院大学教授の長峯委員につきましては、少しおくれるということで連絡をいただいております。到着されましたら、ご紹介させていただきたいと思っております。

それから、茂木立委員につきましては、少しおくれるという連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、行政側からの出席者につきましては、お手元の委員名簿の裏側に記載させていただいております。行政側出席者の紹介につきましては、この名簿を見ていただくということで、省略させていただきたいと思っております。

それでは、次第の2番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。

議題は、(4)その他を含めまして4項目となっております。議事につきましては、松本委員長に進めていただきたいと思います。

それでは、松本委員長、よろしく願いいたします。

松本委員長 それでは議事に入ります。よろしく願いいたします。

まず、本日の議事の骨子と議事録の確認の署名人をお願いしたいと思います。

前回、第1回は、あいうえおの順番で、浅見委員にお願いしました。第2回は、その次の池淵委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

池淵委員 はい。

松本委員長 それでは、議事録署名人は、池淵委員と私とで行いたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、議事の1でございますが、運営委員会の設置でございます。前回、この委員会を運営委員会でもってどのように運営していくかということを決めていこうという話を決めさせていただきました。そして、きょうは、運営委員のメンバーをお決めいただくんですが、これに関しましては、前回の最後をお願いしまして、自薦及び他薦の委員の皆様方が何人かお寄せいただきました。事務局の方に、自薦で6名、他薦で4名のお名前が上がってまいりました。ダブリがございましたので、実質的には7名の方のお名前が、私と委員長代理の川谷委員の手元に参りました。川谷委員と一緒に協議をしてまいりました。同時に、この委員の選考に関してのご意見も、8名の委員の方から6点ほどお寄せいただきました。

内容をご紹介しますと、1つは、学識者は、委員長と委員長代理のみでいいのではないかと。2つ目は、推薦委員をこれ以上入れるべきではない。3つ目には、地域利害を鮮明に打ち出している委員は避けるべきではないか。4つ目には、学識経験者 - - 利水とか環境の委員を入れるべきだ。相互には相反するご意見もあるわけですがけれども、ご紹介だけさせていただきます。5つ目に、地域住民3名、できれば、武庫川ダム建設案に対して中立的な考えの方を入れるべきだ。6つ目は、委員長と委員長代理とあわせて4名が適当であるというふうなご意見が寄せられました。

こうした点を勘案しながら、私どもは、委員を絞っていくに当たって、1つは、運営委員会というのは、武庫川委員会が審議していく本筋の議論をするのでなくて、委員会の運営についての議論をする場である。運営について決める場でありますから、諮問されている内容についての議論は基本的にする立場ではないという点を前提にして、委員会の運営に関する専門性、あるいは公募、推薦の委員のバランス、あるいは男女等も総合的に判断して決めた方がいいのではないかとというふうに絞ってきました。

もう1つは人数であります。基本的にはコアメンバーとして決めたい。5人前後ぐらいがいいのではないかとという印象でございます。運営委員会はかなり機動的に開かねばなりませんし、流域委員会の委員の方々にはすべて公開をして、開催案内をして、委員の方であれば、どなたでも運営委員会に出席し発言ができるというふうな開かれた運営委員会にしていってはどうか。

そういうことで、コアメンバーは5人ぐらいに絞る、あるいは時々に応じて、専門的に

必要なことを議論しなければいけない場合には、他の委員にも加わっていただくという運営をしていってはどうかということで、メンバーを絞らせていただきました。

その結果、私と川谷委員長代理のほかにも4名の方をお願いをしたいということで、ご提案をさせていただきます。

お1人は、公募委員であられる佐々木委員、2人目は、同じく公募委員であられる中川委員、3人目は、準備委員会から引き続いてご苦労いただいております岡田委員、4人目が、準備委員から引き続いてご苦労いただいております長峯委員、この4人の委員の方々に運営委員をお願いできないか。私と川谷委員長代理を含めて、都合6名でコアメンバーを構成させていただき、このような提案をさせていただきたいのであります。

実際の運営は、先ほど申し上げたように、25人の委員全員に開かれた委員会として運営していく。詳細に関しては、きょうの本題の本委員会の運営並びに運営委員会でもまた議論していきたいと思っておりますが、以上の提案でご了承いただければ、大変ありがたいと思います。

ご意見があれば、よろしくお願ひします。

岡田委員 先ほど委員の推薦をいただきましたが、私は、準備会議のときから流域委員会のあり方についていろいろな提案をしてまいりまして、それが私の考えではまだ十分に議論されていないというふうに考えております。それと、第1回、第2回の流域委員会について、予備会議的な会議に出席いたしまして、第1回、第2回の議案を検討させていただいた経歴がございます。

そういう意味で、運営委員会には、最初の間は参加して、できるだけ努力させていただきたいと思っておりますが、それから後は、コアメンバーも実際には固定されるべきものでなく、随時多くの方が経験される方がよいと思っておりますので、一応現在はお受けさせていただくということで、ご了承いただきたいと思ひます。

松本委員長 先ほどのご提案に若干補足させていただきます。

佐々木委員、中川委員にご就任をお願いしたのは、第1回の会議で、自己紹介の中でいろいろお話をお聞かせいただきまして、お二人とも、ご経歴とかお仕事等が、議論をして合意形成をしていく、住民参加をどのように内実あらしめるかということをご専門にされているその分野の専門家でもいらっしゃいます。そういうことで、ご経験も豊富なようなので、ぜひお願いしたいということで決めさせていただきました。

中川委員 岡田委員も一言おっしゃられたので、私もぜひ一言申し上げさせていただきます。

たいと思います。

今委員長の方からご推薦いただきました。私は、自薦をさせていただいたんですけれども、私は、第1回するときにも申し上げましたように、合意形成をしていくプロセスというものをこの武庫川流域委員会ではぜひはっきりさせたい。それは、はっきりした正解がどこかにあって、それを持ち込むということではなくて、我々自身が我々自身の手でつくり上げていくものだというふうに考えております。最終的に、結論としてダムになるのか何になるのかというのは、導き出された合意されたものだろうと考えております。

そのような思いを持って、もともと応募させていただいておりますので、プロセスをきちんとさせていくというところで、この運営委員会にかかわらせていただければありがたいと思います。

ただ、私も、岡田委員と全く同感でございます。ある固定化された人たちだけがするというのではないというふうに思っておりますので、入れかわりもあり得るだろうし、不適任だということであれば、またかわりの方にかわっていただく。そういう効果的な運営委員会でありたいと考えております。

松本委員長 ご推薦させていただいたあとお二方、長峯委員はまだ来られていませんけれども、佐々木委員も、お受けいただくことについて、少しご意見をいただければと思います。

佐々木委員 前回少し説明させていただきましたが、合意形成といった部分に関しては、日本の場合はまだ一年生だということ。特に私は、土木、都市計画の方面でこういった合意形成にかかわってきたんですが、今回、「まさに何をつくるか」ということを大切にして、そのプロセスを考えていかなければいけないというところを非常に重視しないといけないと思っております。まちづくりとか福祉とか、いろんな部分で合意形成の場面に遭遇してきておりますけれども、つくるものによって、どういうふうに進めていくことが一番スムーズで、最短距離であるかということ把握して進めていかなければなりません。最近の環境のいろいろな問題もございます。いつ豪雨が降るかわからないというリスクとか、いろんな危機管理の問題を含めまして、早急に進めていかなければならないけれども、細かなところに至るまで皆さんが納得いくように進めていかなければならないということも把握した上での合意形成について、海外の事例等、今まで考えてきたノウハウみたいなものを含めて、協力していくことができればというふうに思っております。

私も、先ほどの御意見と同じように、流動的なこともあります。最近透明性ということ

をよく言われております。運営委員会というの、やはり透明性が必要であるということを含めまして、いろんな方が順繰り、順繰りに参加していただくということも必要だと思っております。よろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、特にご異議がなければ、この4人の委員の方と川谷委員長代理を含めた6人で、とりあえずは運営委員会を進めていきたい。

先ほど申し上げましたように、本委員会に対しては完全公開、開かれたものであって、どなたでもご出席いただけるように、開催通知をさせていただくということと、必要に応じて、適宜委員の皆さんにもご出席をいただいて、ご意見を伺うというふうな運営をしていく。その他詳細に関しては、また後日詰めてご了解いただくということで、よろしゅうございますか。

(「結構です」の声あり)

ありがとうございます。では、運営委員会を無事にスタートさせていただきました。早速、本日、済んだ後、顔合わせで、打ち合わせをして、今後の段取り等決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2に移りたいと思います。

河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組み概要ということで、事務局から説明を受けます。

きょうの本題は、3番目の委員会運営をどのようにやっていくかということでありまして。ただ、委員会の運営をやっていくについても、私たちの任務であるこの委員会が何をするのか、あるいは委員会そのものが武庫川の河川整備、川づくりのプロセスの中で、どのような位置を占めているのかというふうなことの認識を共有しておく必要があるのではないかとということで、主として制度面で、どのように河川計画がつくられていくか、及び武庫川でのこれまでの取り組みの概要をお話を聞かせていただくという意味合いでございます。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

松本 河川計画課の総合治水係長をしております松本と申します。前とこちらのパワーポイントの方でご説明させていただきたいと思っております。

それでは、武庫川流域委員会でご議論いただく河川整備基本方針などの河川計画制度のあらまし、また武庫川のこれまでの取り組みの概要を簡単にご説明させていただきたいと思っております。準備会議でご説明した内容もございまして、準備会議の委員でいらした方々

におかれましては、再度のご説明となりますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。

最初に、河川の計画制度についてご説明いたします。

河川整備基本方針と河川整備計画は、河川法に基づく計画でございます。河川法につきましては、明治29年の制定以来、社会経済の変化に合わせて幾たびかの改正を経てきております。河川に治水のみの機能を期待していた時代から、順次利水の機能や環境の役割を担うように変遷してきております。

また、平成9年の改正がございましたけれども、ここでは河川計画制度に大きな改正がございました。改正前の河川法では、河川の長期的な整備の方針としましては、工事実施基本計画が位置づけられておりました。これが、平成9年の河川法の改正に伴いまして、河川のあるべき姿や長期的な整備の目標などを定める河川整備基本方針と今後20年から30年の整備についての計画を示した河川整備計画に分けて定めるということになりました。

また、河川計画の手續についても、大きく改正されました。これまでは河川審議会の意見を聴くこととなっておりましたのが、河川法の改正に伴いまして、河川整備基本方針では、工事実施基本計画と同様に河川審議会の意見を聴くこととなっております。さらに、河川整備計画においては、住民意見の反映などが必要となっております。

ここで、今申し上げました河川整備基本方針と河川整備計画がそれぞれどういったものであるかというのを概略のご説明をいたします。初めてお聞きになる場合は、専門用語等がわかりにくいと思いますけれども、詳しくは別途の機会でご説明する予定でございます。

まず、河川整備基本方針というのは、長期的な基本計画でございます。一番上の4行にありますけれども、河川法第16条に「河川管理者 - - 武庫川では兵庫県知事に当たるわけでございます - - は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」とうたわれております。具体的に定める内容は、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針と河川の整備の基本となるべき事項となっております。

1つ目の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針とは、洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川の環境の整備と保全を内容とするものでございます。

2つ目の河川の整備の基本となるべき事項といたしますのは、基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分、主要な地点の計画高水流量、流水の正常な機能を維持するために必

要な流量、計画高水位や川幅でございます。

それから、もう1つの計画でございます河川整備計画は、先ほどの長期的な計画に沿って20年から30年の具体的、段階的な計画を定めるものでございます。河川法第16条の2には、「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」とされております。ここで、河川の整備目標と河川工事の実施に関する事項の2つの内容を定めるということになります。

河川整備の目標として定める事項は、1つ目の河川整備計画の対象区間と期間、あとの3つは、洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標でございます。

もう1つの河川工事の実施に関する事項では、河川工事の目的、種類及び施行の場所、当該工事による主要な河川管理施設の機能、河川の維持の目的、種類、施行の場所といった河川工事に関する具体的な内容を定めることとなります。

以上が河川の計画制度のあらましでございます。

さて、次に、河川事業の計画から事業実施までの流れをご説明いたします。

河川事業については、先ほどの河川法に基づく計画と兵庫県における県民局ごとの計画の2つのステップを踏まえて、河川事業を実施するということになっております。兵庫県では、各県民局ごとに2030年を展望した地域ビジョンを踏まえまして、2010年から15年ごろの河川や道路等の社会基盤整備の目標、施策、主要事業等を示す社会基盤整備の基本方針を平成14年4月に策定し、公表しております。

さらに、この社会基盤整備の基本方針に基づきまして、今後5年から10年間に実施する事業の種別や場所を定める社会基盤整備プログラムを同時に策定いたしました。これらは、県民局ごとに地域ビジョン委員会の意見を聴きながら策定されております。

なお、武庫川に関する事業につきましては、河川整備基本方針、河川整備計画が策定されておきませんので、河川法改正前に定められた工事実施基本計画をベースとしまして、既に平成14年4月に社会基盤整備の基本方針、プログラムが策定されているところでございます。今後、これらにつきましては、平成16年度から平成17年度にかけて点検、見直しを行う予定でございます。

以上のような計画策定の手続を経て実施することとなりました事業について詳細な設計を行いまして、事業を実施していくこととなります。

このように、武庫川における事業を実施するには、河川法上の計画、県民局ごとに策定される計画に位置づけられる必要がありまして、それぞれの段階で、委員会などにおいて学識経験者や地域住民の意見を聴くという手続を行います。

次に、武庫川流域委員会設立に至る経緯の概要をご説明いたします。

武庫川は、中流部に渓谷を有するところが特徴的でございますけれども、ここでは、大規模な市街地を有する渓谷の下流部についての治水事業の経緯をご説明してまいります。

これは、今から80年前、大正9年から昭和3年にかけて実施された河川工事の図面でございます。当時、武庫川から枝川と申川というのが枝分かれしてありまして、はんらんを繰り返しておりました。このため、枝川と申川を締め切り、その跡地を売却しまして工事費を捻出して、川の掘削や堤防を築く工事が行われました。この河川工事により洪水被害は減少しましたがけれども、昭和58年9月の台風10号による洪水では、河口から約3kmの阪神電鉄橋梁では、けた下にまで水位が上昇し、また一部の地域では浸水被害が発生したということから、昭和60年に武庫川水系工事实施基本計画を策定し、河川改修事業に着手いたしました。

なお、平成9年には、武庫川ダムを位置づけるなどの工事实施基本計画の変更が行われております。

河川改修事業は、おおむね昭和58年当時の洪水が安全に流下できるように、河床掘削などにより洪水の流下断面を大きくするもので、昭和62年度より施行しております。また、この河川工事とあわせて、市街地の上流に武庫川ダムを建設するということで、さらに洪水に対する安全性を広範囲に向上させることにいたしました。平成5年度に建設事業に採択され、それに基づき各種調査を行っているところでございます。このように、これまで河川改修事業と武庫川ダム建設事業を組み合わせた治水対策が最も効果的で現実的な対策であるとしまして、事業の推進を図ってきました。

しかしながら、先ほどご説明いたしましたように、河川環境の整備と保全を重視した法制面の改正や市民の価値観の多様化、参加意識の高揚の中、事業の進め方や治水計画の内容、さらに環境対策等につきまして、さまざまなご意見が出されました。また、沿川4市からは、地域住民とのきめ細かな協議、環境対策への配慮などの総合的な幅広い取り組みを求める要望が出されました。

さらに、高度に市街化した都市部を貫流する河川などにつきましては、河川改修やダムだけでは十分な対応ができない現象、例えば地下街への浸水なども発生しているところで

ございます。

これらのことから、武庫川では、平成12年9月に河川整備基本方針を新たに策定することとし、次のことを検討、実施することといたしました。

第1に、ゼロベースからの検討でございます。すなわち、治水安全度や降雨解析の段階から情報を公開いたします。また、基本高水の再検討を行います。流域での対策も含めた総合的な治水対策を検討いたします。また、ダムのある場合、ない場合の両方につきまして、幅広い角度から検討いたします。

第2に、合意形成の新たな取り組みの実施ということでございます。すなわち、地域の方々や河川工学や環境等の学識経験者から意見を聴きます。また、どのように意見を聴いていくかといった、河川整備基本方針の検討の枠組みづくりから地域の方々のご意見を聞きます。

そのようなことで、武庫川での具体的な取り組みといたしまして、先ほどご説明しました河川法の手続に加え、河川整備基本方針の策定段階から河川整備計画の手続を準用しまして、学識経験者や地域の皆さんの意見を聴くということにいたしました。

また、総合的な治水対策を進めるためには、住民と行政が情報を共有しつつ計画の段階から参画し、協働するプロセスを経ながら、責任ある立場で議論できる仕組みづくりが重要であることから、技術的な検討とあわせて、住民や小学生を対象としました出前講座の実施を初め、住民団体等への説明、意見交換、シンポジウム、ホームページの開設、一般住民を対象に出張むこがわ教室の開催や勉強会など、情報共有の取り組みを幅広く進めてまいりました。その過程で治水対策や検討の進め方などに多くのご意見もいただいたところでございます。

以上の取り組みから、委員会のメンバーや運営方法についてオープンな議論をすることで、「(仮称)武庫川委員会」準備会議を設置いたしました。ごらんのとおり、平成15年3月に第1回の会議を開催いたしまして、平成16年1月に至るまで合計17回の会議で議論いただき、最後に提言書として取りまとめられました。

以上の経緯を踏まえまして、現時点で県が考えている基本方針策定のフロー案を前の画面に示しております。これはあくまでも案でございます。中央部分の黄色が河川法上の手続でございます。河川管理者が基本方針を原案から策定する流れとなっております。兵庫県の河川審議会の答申、国土交通大臣の同意を経て、定めるということになります。右側の緑色で示しているのが、準備会議を経ました、この武庫川流域委員会でございます。

武庫川流域委員会は、右端のところを示しておりますけれども、県民の参加、公開、意見聴取を原則といたしまして、基本方針原案に対する検討、提言を行っていただくということにしております。

基本方針原案作成に当たりましては、総合的な治水対策について県、市の関係部局が協議する場を設置しまして、そこでの内容を反映するとともに、武庫川流域委員会との意見交換を行うこととしております。また、案が作成された後、関係自治体の意見も聞くこととしております。その後、河川審議会に諮問するということになりますけれども、その際必要に応じ、流域委員会の意見聴取、意見交換もあると考えております。

なお、基本方針に沿って策定する河川整備計画につきましても、並行して検討していただくということになります。

次に、第1回流域委員会で諮問させていただいたポイントでございますけれども、第1にゼロベースからの計画の検討、第2に参画と協働、第3に責任ある立場での議論、第4に河川整備基本方針及び河川整備計画の原案について提言の4点でございます。

以上から、25名の流域委員会の委員の皆様方で今後本格的な議論をお願いするものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。

今の説明について議論をする前に、今長峯委員がいらっしゃいました。先ほど前回ご出席でなかった委員に自己紹介をしていただきました。また、長峯委員には、先ほど4人の委員の方々と委員長と委員長代理の6人で運営委員会を構成するということのご承認をいただきまして、その運営委員もお願いするということになります。自己紹介をちょっとお願いできますか。

長峯委員 関西学院大学の長峯です。おくれまして申しわけありませんでした。

私は、財政学という分野で委員をやらせてもらっていますが、準備会議の方も1年間議論させていただきまして、自分のこれまでの財政学の中の考え方もそうですけれども、特に住民参画、協働、あるいは私自身が準備会議の中で何度か発言させてもらいましたのは、今回流域委員会ということで、流域という言葉が入りましたが、川だけではなくて、それを含めたような流域。これは私の研究テーマである行財政改革ということにもつながると思いますが、県の方には、できたら、河川という枠を超えて、もっと広い視野からこの問題を考えていただきたいということで、そういう視点から発言なり何らかの貢献ができれば

ばなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組みの概要についての説明に関して、ご質問、ご意見、あるいは今後の課題等ご指摘がございましたら、伺いたいと思います。

田村委員 私の勉強不足かも知れないんですが、今河川管理者が説明されました河川整備方針とか整備計画、またフローの中で、例えば県の長期ビジョン - - 今そういう名称かどうかわかりませんが、長期計画、あるいは各市の総合計画とか、各市が策定している都市計画、河川以外のいろんなマスタープランとの関連性が、どこでどう調整されるのか、調整する必要があるのかないのか、また委員会として、前回の提言書を拝見しますと、流域委員会の設置目的のところ、河川管理者が提示する武庫川水系の河川整備基本方針及び整備計画の原案について議論を行い、その結果を知事に提言する。終わりのところで、河川のみならず流域のあり方について、明確なビジョンを提示できるようにすることである。

かなり幅広い範囲で、いろんなことが検討できる、あるいは検討しようというふうを受け取られたんですけども、私どもとして、どこまで何を、どういう主体性で議論をしたらいいのか、あるいは基本方針なり整備計画の原案は事務局なり河川管理者さんでつくられて、それを委員会として意見を具申するだけなのか、我々として、必要に応じて、いろんな調査をできるのか、調査をする費用とか、そういう裏づけがあるのか、そのあたりが今までの説明をお聞きしましてもよくわからないところがございます。そのあたりを少し教えていただきたいと思っております。その上で、また意見がございましたら、申し上げたいと思います。

松本 今の説明で、ご質問の内容が十分説明できていない部分もあろうかと思えます。河川整備基本方針、河川整備計画を立てるに当たっては、田村委員がおっしゃったように、河川以外のいろんな計画を勘案すると。河川単独で考えるということではなくて、河川以外のものとの関係も十分踏まえた形で考えていくということで、基本方針なり整備計画にどれだけのものを盛り込んでいけるのかというのは、今後の議論の中で出てくるのかなと思っております。

ただ、河川管理者ができるもの、河川管理者以外の者がするということでは、河川管理者で調整できる部分もありますけれども、それは河川管理者でできないということで、別

のところはそれなりのオーソライズをするというようなことが必要になってくると思います。ただ、法律上は、河川管理者ができるものを定めるというのが、河川整備基本方針なり河川整備計画の基本的なスタンスであろうと思っております。

それから、原案についてご提言をいただくということでございますので、基本的には我々河川管理者が計画を策定するということになります。原案を我々がつくって、それについてご意見をいただくということになるろうと思っております。ただ、先ほど基本方針策定についてのフローの中でもお話ししましたけれども、我々はそれまでにいろいろのご意見をいただいて、その上で原案をつくっていくというようなプロセスを今のところは考えております。これらにつきましても、もう少し委員会の中でご議論をいただければというふうに思っています。

それから、いろんな検討の中で調査というようなものも必要になってくるかと思えますけれども、委員会の中で、調査が必要だという結論をいただいたものにつきましては、我々は当然、その検討の中でご議論していただく資料ということで、必要な調査はやっていきたい。ただ、これにつきましても予算上の限度があると思えますので、その辺は個別にその必要性を委員会の中で議論していただいてやる必要があると思えます。その辺は限度というのもあるというふうに考えております。

松本委員長 田村委員、よろしいですか。

田村委員 まだ明確でないところが随分あるんですけども、前回私も少し申し上げましたけれども、河川の治水とか環境とかが物すごく重要なことは理解していますし、それは必要でございます。しかし、さきの航空写真の図面を見ましても、武庫川は篠山から尼崎、西宮に至る広大なエリアの中軸を形成していると。支川も入れますと、随分水の関係というのはあります。地域の都市づくりとかまちづくり、地域の活性化と綿密にリンクしている。逆に、リンクさせないといけない、もったいないと思えます。

特に宝塚市なんかですと、今地域再生ビジョンなどをされておまして、中心市街地の活性化とどうリンクさせるかということも重要な課題になっています。各地域、各市の持っているソフト、ハードの資源とどうリンクさせて、よりよい環境をつくっていくか、地域をつくっていくかということになります。

私は、そういう幅で考えたい、あるいは意見を述べたいと思っておりますので、そういったこともできるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

松本 もう1つ、県民局ごとに策定する兵庫県独自の計画ということで、社会基盤整備

の基本方針、社会基盤整備プログラムというのをご説明しましたけれども、ここでもそういう都市計画とか、その他、県のビジョンというのがあります。そういうものを踏まえた中で、社会基盤としてどうあるべきだということは、基本方針の中で十分検討して、今おっしゃったように、それとの関係を十分調整した形で、河川や道路という社会基盤の整備をしていくという具体の計画をつくっていくということでございます。

もちろん、河川法の中では、そういう他の計画との整合もきちんと図るような形で計画をつくっていくということでございます。

ただ、都市計画なら都市計画、砂防なら砂防、その他のいろんな都市基盤の計画というのは、それぞれございますので、そこまで我々が計画をつくっていくというのは、河川の法的な計画というところでは、その辺との関係を十分調整をして計画をしていくというところで限定される部分はあるかと思っております。

酒井委員 先ほど現在に至るまでの流れをお聞きしました。当初から非常に割り切れない思いをしておりますのは、川というのは、前回も申しましたように、一つの自然現象として私はとらえております。流域に落ちた雨粒を河川課の管理において河道の中に抑え込むという考え方から脱しないと、川というものは治められないというふうに私は思います。

いわゆるゼロベースから改めて河川の管理を考えるとということなんですけれども、ゼロベースから川を考えるとということであれば、まず総合治水ということに取り組みなければ、川は治められないというふうに考えます。1粒の雨が海へ到達するまでに山の問題がある、また農業の利水の問題がある、また農業に関するため池の問題がある、また無計画な都市計画の問題がある。そういった問題がすべて俎上に上がって、我々の川に対する考え方の中に組み込まなければ、川の話は進まないと考えます。

今も、河川計画課の非常に遠慮がちなご説明があったんですけれども、我々がこの武庫川流域委員会の中で、将来の川のあり方について論議するとすれば、やはり地域全体の中の総合治水についての我々の計画、また計画を練るための資料の収集ということについて、県の縦割り行政の枠を外して、農林も土地改良もまちづくりも、川に関してそれぞれが何ができるのかということから始めないと、縦割り行政の壁に遮られて、私たちの計画が絵にかいたもちに終わってしまいそうな気がしてなりません。我々の委員会がどの辺までの権限があって発言できるのか、どの辺までの計画を知事に提案することができるのかということをもっと我々自身が確認しておきたいと思っております。

松本委員長 関連したご意見はございますか。

伊藤委員 井戸知事は、森、川、海の再生プロジェクトとおっしゃっています。しかし、それを具体的な部署に聞くと、かけ声だけだという感じで、私は受け取っています。酒井さんがおっしゃったのと一緒になるのかもしれませんが、川というものは、森があって川、海も、川があって海なんです。県は、その縦割りをどうやって外そうとされているのか、それが見えていない。

武庫川というのは、上は丹波、もっと上は大阪府から流れていますから、県民局は、丹波、阪神北、阪神南、神戸、これだけあります。私、先ほど聞き漏らしたのかもしれませんが、県民局ごとに作成する兵庫県独自計画はもうできているとおっしゃったんですが、それは本当ですか、ちょっと確認します。5ページの上、14年4月にできていると松本さんはご説明になったんですけれども。

松本 それは、14年4月に策定して、公表しております。それが一番初めにつくった計画でございます、今後16年度から17年度にかけて、それぞれ見直すというような予定になっております。

伊藤委員 見直すということですが、矢印を見ると、上からずっとおりて、下から戻るようになっていない。上ができていないのに、下がなぜできているのかと思ってお聞きしています。だから、県の縦割りの壁を破ってもらわないと、また県民局の壁を破ってもらわないと、宝塚の治水をやりようと思ったら、上流はどうするかということについての姿勢が何も無いということになってしまいますので、その辺をお聞きしたいと思っております。

谷田委員 それに関連してなんですけれども、私は、宝塚のちょっと上に住んでいますが、今河川改修が河口から西宮の市境のあたりまで進んできて、私のところ辺は、14年度の計画で、国道176号線が川を埋め立てて拡幅するような計画になっているんですけれども、今松本さんがおっしゃられたように、16年か17年に見直しの予定と。早急にしてもらわないと、道路で川を埋め立ててしまってから川を広げるということは矛盾します。その辺がどうなっているか、きちんと説明してほしい。予算がどれくらい落ちているか、その辺を北県民局に言っても、まだ説明を受けていないんです。既成事実として、どんどん川の工事を進めてもらったら、住民としては納得できないことがあります。それを説明してくださいと言いたいです。

山仲委員 今いろんなご意見が出ておりまして、具体的な箇所の問題なんかも出てきましたけれども、この委員会は、そこまでいくのはまだちょっと早いのではないかと思います。縦割りとか、関連とか、大きな面でとらえる。これは必要です。だけど、世の中、最

初からそうはいきませんよ。お医者さんでも、外科とか内科とか、内科の中でも、血液内科とか何とか内科とか、いろいろあるんでしょう。

そんなことを最初から言うておったら、この委員会は前へいきません。河川法で決められたこの委員会ですから、川から考えていきましょうや。皆さん意見がいろいろあると思います。それはどんどん言えばいいんですよ。と私は思います。何とか前を向いて動かし、ていくんだという統一した意思を皆さん持って進めていきたいと、このように思います。

岡田委員 先ほど県の方から説明されました河川整備計画について、少し意見がございます。

ここには、河川法第16条の2として、河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならないと、こういうふうに書かれておりますし、その説明はなさいました。しかし、河川管理者の方は皆さんよくご存じのことだと思いますし、私わざわざこういうことを申し上げる必要はないと思いますが、河川法第16条の2というのは、7項目から成っております。そして、先ほどいろいろ説明されたことに関しまして、このうちの第3項目には、河川管理者は河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないということが定められています。その次には、河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと。これは、決してやってもよいということではなくて、義務として定められているわけでございます。

それに対して河川管理者の方からは、こういうことがございますよということについては、何も説明がない。ここに河川整備計画には住民意見の反映ということが書いてありますが、先ほど言われた説明は、私に言わせましたら、お上からの説明であって、住民からの説明というものにはならないと思います。

こういうことがあるから、私たちは、流域委員会ということで、意見を反映させるための仕事をしなければならないわけでございます。そういうことをもっと明確に河川管理者も言うべきであると、私は思います。

委員長、それについて、よければ、河川管理者の方から説明をしていただきたいと思います。

松本委員長 ほかに、関連してご意見はございますか。

今話の中身が、この後の第3の本題の議題である本委員会の運営にかかわる、本委員会はどのような役割を持って、どのような運営をしていくのかということに絡む個別の話が既に出されております。今制度上どうなっているのかというご説明をお聞きした段階でありまして、1つ1つの話に入っていきますと、本論に入れられないような感じもします。この段階で個々についての回答や議論をやるよりも、むしろこの委員会の性格、あるいは運営をどうしていくかという中で議論した方がいいかと私は思うんですが、いかがでしょうか。――。

特に、先ほどから縦割りとか総合治水の問題が出ています。委員会の本来の根幹にかかわる話なので、個別のやりとりをやっているとちょっと前に進めないかと思しますので、そのようにさせていただいたらいかがでしょうか。さらにご意見があるようでしたら、先に出しておいてもらってもいいかと思えますけれども。

岡田委員 私は、そういうことで、今の河川管理者の説明に対して問題を提起したいということを考えているわけございまして、いずれこういうことは、高水流量の決定でありますとか、河川整備基本方針の決定の場合に問題になると思えます。要するに、我々の川であるという自覚を委員全員が持つことが最も必要であると私は考えております。

松本委員長 要するに、行政組織上、制度上どうなっているのかということで、先ほど県の方からご説明をいただいて、その実際の運用をどうしていくかということについては、本委員会の任務であるというふうに理解しているんですが、その中で、行政サイドで考えている運用と住民あるいは学識経験者の側で考えている運用との齟齬みたいなものを議論するのが、本来のこの委員会の仕事ではないかということで、先ほど申し上げました。

とはいうものの、県の方からも何か言いたそうな感じがありますから、今の幾つかのご意見の中で、個別の話に入っていくのは控えさせていただきますが、今のご意見を伺った中で、見解とか考え方があれば、お話し願えますか。

松本 伊藤委員からもございましたし、酒井委員からもございましたけれども、縦割りをどうしていくのかというところにつきましては、先ほどお話も出ました森、川、海、そういう縦割りだけではなくて、横につなぐというような個別の施策を、我々武庫川でも、伊藤委員にも入っていただいて、そういう協議会の中で考えているようなこともございます。

もちろん、県民局だけではなくて、県下トータルとしてのビジョン、兵庫県全体のビジョンという中で、森、川、海の再生ということでの取り組みをやっているところです。。河

川の計画をやるときに、すべてのことを考えるということではなくて、それぞれのテーマを持つ中で、そういう縦割りをどうしていくのかというようなことを考えていっているというところがございます。

もう1つ、岡田委員から、河川法の法律の規定の話が十分説明されていないじゃないかという話がありましたけれども、河川法の個別の法律の解説をするのではなくて、我々としては、先ほどのフローの中でもありましたように、河川法を超えたいろんな取り組みをやっているということで、河川法の規定以上に、学識経験者の意見を聴くとか、地域の皆さん方の意見を聞くというような取り組みをやっている。まさに流域委員会というのが、聴くというものを具体的にどのような形で聴いていくのかというところの一つの場でございます。これをどういうふうに発展させていくのか、また我々としては県のパブリックコメントというような要綱もございまして、それに基づいて地域住民の意見を聴くというようなことも当然やっていく予定です。一つの仕組みとして既にやっているものもありますし、これからもっと発展させていくということで考えております。

基本的に、法律の規定に基づくもの以上のものを我々はやろうというようなことで考えているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

松本委員長 先ほど申し上げましたように、運営委員会というのは、準備会議から提言を託されておりますし、検討事項も託されております。その議論の中にも既に組み立てられておりますので、第3の議案の中で、改めて運営のあり方等含めて議論をしていきたいと思っております。

第3の議案に移る前に、ここで10分間休憩をして、7時30分から再開したいと思っております。

(休 憩)

松本委員長 では、ご着席のようですから、再開します。

それでは、議題の(3)委員会で検討・決定する事項と書いてありますが、この委員会をどのように運営していくかという運営要領について検討することです。本日の予定は一応8時半ということになっていますが、それが若干延びるとしても、本日中に詳細なことまでは多分この25人の会議で決まり切らぬだろうと思っております。本日ご了承を得ました詳細なところについては、改めて運営委員会で詰めるということでご提案をさせていただくことになるかと思っておりますけれども、それにしても、基本的な骨格、原則のところだけは、本日の委員会でできれば決定、確認をしていただきたい。それに基づいて、詳細な部分に

については補強していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、きょうの資料2から5まで一括しての議論に入ります。資料2は、これは順序が逆ですが、本来は、資料3の武庫川流域委員会の運営について、前回出された、準備会議から託されたこのような内容を議論していく。そして、その骨子は、資料4の提言書の中にある。資料2は、この提言書の中での運営を議論していくときに考えられるファクター、ポイントを参考資料として列挙させていただいた資料であります。あわせて、念頭に置いてご議論いただきたいのは、資料5についておりますが、本委員会に対して、早速住民の方から要望書が出ております。これに関しても、あわせて念頭に置いて議論をしていきたいというふうに思っております。

まず、準備会議が本委員会に対してどのような運営を求めているか、あるいは検討課題として、どのような問題を検討してほしいというふうに託されているかということであり、前回第1回に準備会議の川谷議長から簡単にご説明いただきましたけれども、改めて川谷委員から、この準備会議からの提言、あるいは運営についての検討課題についてご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

川谷委員 それでは、ご指名ですので、準備会議として出していただいた提言書を、少し解説を加えて、改めてご説明させていただきたいと思っております。

先ほど説明がありましたように、お手元に資料2がございますが、委員会運営に関する方策事例としてありまして、ここで考えるべき事項が左側に列挙してございます。それから、それにかかわる方策事例がキーワード的に挙げてございます。これは、基本的に、提言書に各項目にかかわって挙げさせていただいた部分のキーワードが挙がっております。これを参考にしながら、私の方で改めて提言書の内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、議事運営のことで、運営委員会の件でございますが、これは第1回の際に説明させていただきましたし、運営委員会をどういう形で発足し、どの程度オープンな形でやっていくかというようなことは、先ほど委員長初め委員の候補になられた方からもお話があったとおりです。ただ、繰り返しになりますが、議事運営の非常に重要な柱の部分は、河川基本方針の原案あるいは整備計画の原案が出てきたところを、この委員会で、河川管理者とは独立した形で議論していくということですから、その意味の独立性を確保して委員会を運営するのにどうすればいいかということは十分お考えいただきたい。

それから、二十数名の方がおられるわけで、これは広い視点、あるいはいろいろな視点

から流域のあり方について議論をしていただいて、相互理解も含めて合意形成を図っていききたいということですので、その議論が拡散してしまわないような形での配慮あるいは方策について十分お考えいただきたい。

それから、流域のあり方について、これは非常に重要なことですから、ある一定の期間内に一つの結論を得たい。委員会としては、2年間で提言を行うということを一応の提言案としてございますので、密度の高い審議を円滑に進めていただくということは重要なことだと思っております。

そのようなことがございますので、まず全体的な会議のスケジュールを考えること。もちろん、これは、その後の個々の議論を踏まえて調整あるいは修正がされることではございますが、全体的なスケジュールを考える。それから、個々の会議でどういう議題をやるか、あるいは時間配分をどのようにするか。それから、その議題にかかわって、資料をどのようにリストアップしていくか。また、議題によっては、たたき台として原案を作成していく。あるいは、流域委員会として、住民の方のご意見をお聞きする、ワークショップを実施する、現地見学を行う等々の企画あるいは原案の作成を行う必要があります。その意味で、こういうことの下準備をするということで運営委員会を提案させていただいて、先ほどご了承いただいたということでございます。

それから、公開方法に関してですが、提言書の中では、公開で議論することを基本原則とするとさせていただいておりますし、もちろんこの設置要綱に従って、この会議は基本的に公開で行う。あと、公開の方法につきましては、流域委員会の方でご決定をいただくということですが、そこに挙がっておりますように、ホームページなどを活用しまして、議事録等をできるだけ早く公開させていただいて、できるだけ関係住民の方に議論の中身をご理解いただくということを考えていただきたいということでございます。準備会議の経緯あるいは反省も踏まえてですが、議事録の掲載をできる限り早くして、皆さんに議論の中身を把握していただきたいということでございます。

それから、広報のことでございますが、公開の方法と、その結果としての広報、あるいはこの委員会そのものにもっと積極的にご意見をいただく機会をつくるという意味では、広報は非常に重要だと認識しております。その意味のことが提言書には書かれておまして、これも具体的な方法を皆さんのいろいろなお知恵で考えていただきたいのですが、例としては、ここに挙がっておりますように、ニュースレター、それから要求される資料、あるいはこちらで会議等に使われた資料をどのように一般の方々に提供していくか、それが

ら広報誌等をどのように活用していくか、さらにNPO等々の方々の協力を得て、その輪をどう広げていくかというようなことについても考えていただきたいということが、提言書の検討事項(参考)のところに挙げてございます。

それから、住民意見聴取の方法に関してですが、当然のことながら、関係住民の方の意見を議論あるいは最終的な提言の中に反映させることは、極めて重要なことです。そのための意見交換等の方策をどのようにするか、これは検討していただきたいということを提言しております。参考の例として、そこに挙げておりますが、例えば住民参加部会を設けて、一般住民の方に参加していただいて、ワークショップ方式の部会を運営する。それから、委員も現場に出かけて行って、直接住民の方の意見を聞く機会を持つ。そして、住民の方と委員とが知識あるいは情報を共有するという方策についてご検討いただきたい。それから、委員と傍聴者の方との対話の時間をどのように考えていくか。そのほか、この委員会へのパブリックコメント、あるいはこの委員会における議論についてのパブリックコメントをどのような形で受け取っていくか。あるいは、これは傍聴者の方との対話の時間を設けるということの一つの方策とも考えられますが、公聴会的な集会を開いていくというようなことを考えて、住民意見の聴取あるいはその反映の仕方についてご検討していただきたいというのが、住民意見聴取の方法にかかわることです。

それから、部会の設置でございますが、ここでは、キーワードとして、目的別、地域別、分野別と書いてございます。準備会議での一応の合意の部分は、基本方針の議論をしているときには、地域別あるいは分野別といった部会は基本的には設置しない。これは、委員が、治水、利水、環境等、分野別に分かれて、ある意味の部会を設置して議論していきますと、一方で知識とか情報を共有できないおそれがありますので、可能ならば、分野別あるいは地域別の部会は設置しないで、流域全体の問題として、みんなが知識、情報を共有できる体制としていくということですが、ただ、先ほど申し上げましたように、住民参加をどう実行していくかということについては、部会方式をとることも考えていきたいということでございます。

それから、組織拡大は、ある意味では部会のことなんですが、そのキーワードに河川整備計画時と書いてあります。河川整備計画は、先ほどの説明にもありましたように、具体化の部分を含んできますので、それについては、さらに専門的な意見、あるいはその整備に当たって密接な関係を持つ住民の方々のご意見を聞く必要があるかもわかりませんが、部会あるいはある種の組織の拡大が必要ではないかということで考えております。

それから、重要な問題の議決方法については、流域委員会の中で検討するということが、改めて検討してくださいということが、準備会議の段階では意見として存在したということでございます。この設置基準のところでは、過半数ということ、通常の設置基準としてありますが、この委員会の中で重要だと考えることについての議決の方法は、改めて検討はしていただきたいということでございます。

それから、事務局の庶務委託の明文化は、6ページの参考のところの(3)の項目ですが、基本的には、庶務の一部をコンサルタント等に委託する場合には、流域委員会の規程等で明文化しておくという意見でございます。これも、準備会議でまとめた意見というよりは、むしろこういうことも考える必要があるであろうということ、挙げさせていただいた項目でございます。事務局を県の方に置いておりますので、さらにその中のどの部分をコンサルタント等に委託しているのかということは明文化しておく必要があるのではないかとすることを意図したものでございます。

それから、運営経費公表ですが、基本的には運営経費を適当な時期に公表しよう。その結果として、運営経費の削減、あるいは運営の合理化に資する方向に作用すれば、それにこしたことはございませんので、透明性を確保するという意味でも、あるいはこの運営にどれぐらいの経費がかかっているのかということをご認識いただく意味でも、これを公表してはいかがかということで、ご検討いただきたいということで挙げたものでございます。

それから、委員会で使用する資料は、個人・団体の資料というキーワードになっておりますが、これは少しご説明が必要かと思えます。これは、7ページの参考例のところ(8)で書かれているものでございます。内容は、基本方針あるいは整備計画を議論するときに、個人あるいは団体 - - その団体は私的なものも公的なものもございしますが、そういう団体や個人が武庫川にかかわるある調査をやって、その資料が存在するという場合には、その資料も大いにこの議論の中で活用していくのが適当であろうということ。それから、審議の中で、県以外のいろいろな機関あるいは個人の方から意見をいただいたり、資料の提供を求める必要が生じる場合が考えられますが、そのような場合は、この流域委員会で適宜判断をいただいた上で、資料の提供あるいは意見を求めることが適当であろう。ですから、審議をしているうちに、こういうことについての意見をいただきたい、あるいは資料をいただきたいという場合、流域委員会として判断を下した上で、その提供を受けようとするということ、それが、運営を行っていく上でお考えいただきたいこととして、ここに挙がっている事項でございます。

先ほども少し申し上げましたように、ここの参考と書いてありますことは、こういうことも考える必要があるのではないかということで、準備会議全体の意見としてまとめたものではございませんので、参考という形で挙げさせていただいております。ただ、資料2で準備していただいたように、キーワードとしては、このような項目をご検討いただくのが、これから先の運営を円滑に、またいい成果を生み出すために必要ではないかと考えておりますので、その点を踏まえて、以後のご議論をいただきたいと思っております。それが準備会議の提言の内容でございます。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の議論は、先ほど申し上げましたように、資料2から資料5までを一括参考資料として使いながら、本日は、この委員会を発足するに当たって取り急ぎ決めておかなければいけないこと、あるいは基本的な原則にかかわるような問題を優先してご議論いただきたいと思っております。

資料2に即して言えば、議事運営、公開方法、広報、住民意見聴取の方法、このあたりは取り急ぎ確認をしておかなければ、早速いろいろなことに支障が生じますので、詳細な手続等については、運営委員会で具体的に詰めていったらどうかと思っておりますが、そのあたりを中心に議論していただければどうかと思っております。

時間的な問題もありますので、例えば、組織拡大とか部会の設置とかいう問題、あるいは議決については、当面議決しないといかぬということはあるとは思いませんので、場合によってはこれも先に延ばしてもいいのかなという気がします。その辺の判断をしながら、全体一括してご意見をいただきたいと思っております。

もう1つは、休憩前の議論でございましたように、本委員会の運営というのは、兵庫県の既存の各種の諮問委員会とは全く異なる運営をやっていかねばならないのであろう。前回も私言いましたが、何も書かれたものはないんだ。進路なき海にこぎ出るみたいなもので、やり方は新たにつくっていかねばいけないだろう。多分県の当局も初めての体験であり、私たちも初めての体験であるということで、この委員会がどのような運営をしていくか、あるいは委員会みずからがどのぐらいの責任を持って議論をして結論を出していくのかということは、委員会みずからが意見を出していく、そのことによって、制度上、設置者の県の側がそれは無理ですという話があれば、県の側から出してもらおうという話になると思います。ですから、1つ1つこれはいけるかどうかということ事務局の県の方

に確かめながら議論するよりも、むしろ委員会としてはこうしたいというふうな形でご議論いただく方がいいのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

奥西委員 準備会議の提言の委員会の目的というところで、1つ確認をしておきたいと思います。提言が皆さんのところへ配られておりますが、その1ページ目の下の方に、委員会の目的というのがあります。その1行目に、武庫川の河川整備基本方針に意見を述べる場としての流域委員会云々。また、そのページの一番最後の行に、河川管理者が提示する武庫川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の原案について議論を行い云々。

実は、準備会議でのこの提言に関する審議を終わって、あと、事務的なことをやる段階で、これを見て非常に不安になりまして、誤解があってはいけないということで、場合によっては書き直すべきではないかということを行ったんですが、これについては、準備会議での審議の経過を見てもらえば、誤解はない。あり得る誤解というのは、河川整備基本方針というのが既にある、あるいはその原案が既につくられた段階で、初めて流域委員会に持ち出されて、我々委員は意見を言うのだ。そういうような誤解を招いてはいけないということを考えてわけです。

前回、今回の経過を見て、そういう誤解の可能性が100%杞憂ではないというぐあいに思います。もちろん、これは県知事からの諮問にありますように、ゼロベースから考えていくんだ。そういう枠組みの中で考えるということを考えていただければ、全く誤解はないのですが、具体的に言いますと、きょうパワーポイントで示された中に、資料集では12ページに、カラーのフローチャートが書かれております。

このフローチャートは、準備会議でも示されまして、準備会議としては了承したのですが、真ん中に、青いバックグラウンドで、河川整備基本方針原案策定着手という四角があって、その下に、河川整備基本方針(原案)というのが書かれています。この2つの箱の間に、武庫川流域委員会との間の意見交換というのがあります。また、基本方針の原案が決まった後で、河川整備基本方針(案)という四角がありますが、そこへ移る過程の中でも、同じように、武庫川流域委員会との間の意見交換というのが書かれております。つまり、原案を着手する段階から意見交換をするのであって、基本方針の原案が決まった後で初めて流域委員会にかかるものではないのだ。準備会議の提言としてはこういう意味なんだということを確認しておきたいと思います。

ついでに、きょうの議論の中であったことについて、私の意見を申し上げたいのですが、準備会議では格別議論はしなかったと思うんですけども、流域委員会は、非常に多くの

面で河川管理者と意見交換をする、また先ほどもあったように、いろんな機関、団体と意見交換をするわけですが、基本的にそれらとの間に上下関係がないものとして意見交換をするというのが私の認識です。それは、権利、義務がないわけですから、ある意味では非常に危うい側面も持っておりますが、逆に変なしがらみがないということで、一つの強みも持っている。そういう両面があると私は考えております。そういう両面を理解した上で、委員としての職責を最大限果たすべきものというぐあいに私は考えております。

松本委員長 フローチャートでの位置づけ、原案をつくってから意見交換をするのではなくて、原案をつくる作業に着手する段階で意見交換をするというのがこの委員会の位置づけであるのだということ等、3点ほどご指摘がありました。

今の件に関しては、12ページのフローチャートの準備会議での確認の再確認ということで、これはここに書いてあるとおりなので、そのように確認させてもらってよろしいですね。

それ以外のご意見をどうぞ - -。

特にないということでしたら、少し進めるために、資料2で、きょうどうしても詰めておかなければいけないと思う部分がありますので、上から順次お諮りして行ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

まず、議事運営のところにある運営委員会をつくってやる。運営委員会はどのように運営するかという詳細は、ここで議論していてもしようがないので、基本的には、私がきょう運営委員会の委員の提案をさせていただいた時点で申し上げた3つほどの原則に基づいて行っていくということで、例えば運営委員会の開催通知はどのぐらい前に行うとか、どのような方法でやるとかということ、後ほどまた運営委員会で詳細詰めて、実行に移していく、あるいは報告してご了承を得るといった段取りにしていけばどうかと思います。もし何かご意見があれば、お出しいただければと思います。

それから、前回、第1回の委員会で、運営委員会の公開性の問題で、たしか意見がありました。きょう、流域委員会の25人の委員のメンバーには当然ながらフリーで公開をしていくというご説明をしましたがけれども、運営委員会を一般の市民にも全部公開していくかどうかということに関しては、川谷委員とも議論を行ったんですけれども、それは実務的にかなり困難だろう。もう1つ運営委員会のための運営委員会が要るのではないかというような話になりました。事実上、本委員会の運営をどうしていくかということについて議論して、

それに対していろんな意見があれば、本委員会でお出しただければ、いかようにも運営方針は変えていけると。きょうの前段のご議論では、運営委員のメンバーも、順次必要に応じてかわっていったらいいというご意見もございましたので、25人の委員の皆さんに公開をするという範囲で話を進めさせていただくということでご了承いただければ、そのようにさせていただきたいんですが。

中川委員 第1回的时候に、公開のことで意見を述べさせていただいたのは、多分私のことだと思いますが、ちょっと言葉が足りませんでしたので、補足させていただきたいんです。

結論的に申し上げまして、今の松本委員長のご提案には賛成いたします。ただ、確保しておきたい点がございまして。1点は、なぜ公開ということにこだわったかと申しますと、要するに運営委員会で議案を決めていくわけです。アジェンダのセッティング権を持っているわけですので、何を議案にするかということに対する提案を受け付けれる状態にしておきたいというのが、私の公開したいと言った本当の意味でした。

実務的に非常に難しいというのは了解しておりますので、代案としての提案をさせていただきたいのですが、流域委員の方は、運営委員会に議案を提案するという権利がまず1つある。これは当然だと思います。もう1つ、傍聴されていらっしゃる方、あるいはこの流域委員会についてさまざまな情報を得た方が運営委員会に対して議案を提案することができるというパスをぜひ確保しておきたいと思っております。もちろん、提案されたものが100%採用されるということではないわけですが、少なくとも議案を積極的に提案する意思がある者にとっては、そのパスを必ず確保しておきたいというのが、公開にこだわった一番大きな理由です。そのパスをぜひ1つ設けておきたい。

具体的には、メールで受け付ける、ファックスで事務局が受け付ける、どのような形でもいいと思うんですが、それを確保しておくということを代案として、運営は現実的には非公開という形でも結構かと思っております。

松本委員長 今の中川委員のご意見は、資料2で言えば、4つ目の住民意見聴取の方法というところとも絡んでくることで、運営委員会でどのような議案を取り上げるかということについても、意見聴取のパス、ルートをちゃんとつくっておくべきだというご意見だと思います。当然のご意見かと思っております。それは4番のところとあわせて、運営委員会の中で反映させていくということで、取り扱わせてもらってよろしゅうございますか。

中川委員 はい。

松本委員長 運営委員会に関して、ほかにご意見がございますか。

奥西委員 中川委員と全く同じ意見なのですが、準備会議の経過の中で、1つ反省点があります。非常に複雑なことを考えないといけない議案について、原案作成委員会というのをつくったわけです。そこでの議論の結果を委員会で報告して、原案作成委員会は非公開で、それを出した委員会はもちろん公開であったわけです。私自身は、原案作成委員会に参加しておりましたので、格別質問はしなかったし、ほかの委員の方も意外と質問されなかったので、原案どおり通ったわけです。

しかし、後から考えますと、傍聴者の人は、なぜそういう原案が出たのかが全く見えないう状況で決まってしまったという経過があって、それについては、一つの反省として委員互いに透明性の確保に気をつけないといけないというぐあいに思いました。

松本委員長 委員会の審議の透明性の確保の方策に対するご意見かと思えます。原案作成委員会と運営委員会とは若干性格が違うかと思えますけれども、その辺を担保するための方策も含めて、今後その辺に留意して、運営の仕組みを考えていく。さらに、住民意見聴取の方法の中で、それも念頭に置くということにしたいと思えます。

ほかにごございますか。あるいは、関連してご意見があれば - -。

なければ、運営委員会については、そういうところを踏まえて、詳細な取り扱い要項を考えるということにさせていただきます。

2つ目の公開の問題であります。委員会の公開については、先ほどご説明いただきましたように、本委員会は完全に公開をされているということではありますが、議事録の公開、ホームページといったことがキーワードとして挙がっております。さらに公開という形でどんなことが考えられるのか、あるいはこの3つそれぞれどのような形で出すのかということについて、ご意見があれば、ご指摘をいただきたいと思えます。

岡田委員 公開については、準備会議の場合でも、会議の公開は、もちろん全面的に公開されましたし、議事録も、私たちは全部目を通してチェックをして、訂正が必要であれば訂正して、送って、そのとおりに議事録も作成されておりますので、私としては現在で十分であると思えます。

ただ、ホームページは、見ているようで、案外見ていないわけなんです。公開した前回の議事の資料、議事骨子というのは、そのときの簡単なブリーフィングでございますから、もう少し詳細な過去の議事の公開と議事録をいつでも見られるということ、その程度で私はいいいのではないかと考えております。これ以上制約が入ったら困りますけれども、これ

を機会にだんだんこういう制度を充実していけば、それでいいと思っております。

松本委員長 議事録に関しましては、この委員会は、速記とテープで記録をとっております。これを起こして、ホームページでアップするという仕掛けを準備会議からやってきたということで、今後ともそういう方針でやろうとしていますが、1つだけ問題は、生起こしに近い形で行った議事録を委員の皆さん方がそれぞれの発言を確認した上でアップするのか、それとも速記、テープの起こしということで、議事録の署名人が確認しただけで、ダイレクトに公開していく方法をとるのか、それによって公開のスピードが若干違ってきます。いずれの方法をとるべきかということのご意見があれば、出していただきたいと思っております。

要約議事録というのは、要旨はまとめ方によって全く違ってきますので、ご本人の確認が要るかと思っておりますけれども、議事録の全文に関して、どちらの方法をとるべきかということについて、ご意見をお願いいたします。

奥西委員 また準備会議の話を持ち出しますけれども、準備会議では、議事録ができ上がるのが非常に遅くて、議事録を見て、一般県民の方が意見を言っても、そのことについてはもう済んでしまったことで、何を言っても反映されないという無力感が一般県民の間に漂うという非常にぐあいの悪い結果が出たので、それは何とかしないといけないと思っております。

先ほど事務局の方から提案されたような方法は、十分考慮に値すると思っております。それに対して、全くノーチェックで出されるのは困るという意見もまたわかるので、私としてはどちらに軍配を上げるか迷うところですが、その議論のための材料として、技術的に最短でどれぐらいかかるのかということをし少し教えていただいて議論されたいかががでしょう。

木本 準備会議の例をとりますと、議事録の初稿というのが上がってくるのが1週間程度見ていただきたいです。準備会議のときは、誤字、脱字がないか初稿を確認後、各委員に議事録内容の確認をして、各委員から訂正が集まりまして、それを再度修正をかけて、その上で公表と。あと、委員長と議事録の確認者に確認をして、最終的に一般に公表したという流れです。

各委員の方々お忙しい中目を通していただきますので、やはり最短でも1カ月程度はかかっていたと。場合によっては、もうちょっと遅かったときもあったというのが実態でございます。

茂木立委員 今の話のとおり、皆確認するとなると、かなり時間がかかってしまうとい

うのはあると思います。こういうところで意見を言うと、自分の言いたい趣旨が、文字に落とすと、それが違うようにとられる可能性があるとは思いますが、趣旨が違うんだというのは、当然訂正をしていく場合が出てくると思います。

ただ、議事録というか、そのまま反訳する形で出すということであれば、誤字、脱字のチェックは除いて、それは残しておいて、それを確認して、訂正するというのであれば、その後に意見なり書面なり発言なりで、趣旨が違ってとられる可能性があるけれども、自分はこういう意図で言ったんだという形で意見表明をすると。そのことの方がより明確になるし、一般の方々にも早く、逆に批判の対象というものを与えられるような気がしますし、問題点の把握もできるんじゃないかと思えます。

そこで言ったから修正できないとか、それを言ったから責任をとれとか、そういうことにならない限りは、原則的には反訳されたものをそのまま残していくという方がいいのではないかと考えます。

土谷委員 委員の方全員に確認してもらおうと、ホームページに公開するのに時間がかかり過ぎると思いますので、その間をとって、初稿ができてから、例えば1週間以内に、確認を希望する委員だけが事務局に申し出て、その方にメールなりファックスなりで送って、確認してもらって、そして載せるというふうにすればいいと思います。

佐々木委員 公開した場合に、どういった方が見られるかということをもまず第一に考えて、いろんな方が見られると思うので、わかりやすい、見やすいというのが一番大事かと思えます。議事録をそのまま詳細に起こしたのでは、文章だけがだだだ並んでいて、わかりにくい、何がキーワードなのかわからないという部分があると思うんです。要約することによって、キーワードが明確になって、何が言いたいのかということも見やすくなるので、ホームページ等で公開した場合でも、今までと違って、もっと読もうという気持ちになって見れると同時に、意見というものも発生してきます。

そうすることによって、住民意見の聴取の部分にもかかわってきますけれども、たくさん意見を聴取することが可能になってくるかと思えますので、できれば、議事録の詳細な部分については、バックデータとして各委員の方に承認を得て、とりあえず公開し、その後でさしかえという形で、これは並行して進めてもいいかと思うんですけれども、要約したものをつくるという作業が必要ではないかと思えます。

時間的にどういうふうになるかは、技術的な問題も出てくるかと思うんですが、2段階で、最終的に公開向けのものを要約バージョンというふうな形で考えて、委員の方には、

それが趣旨であるかどうか、これはキーワードのつもりで言った言葉ではなかった、どうでもいいことだったというふうな部分もあると思うので、その辺の承認を得て進めていくというふうな方法をとるといふ考え方もあります。

松本委員長 大体方策については、中間措置とか、幾つかのご意見が出ています。第1回、前回の議事録については、議事録案が、44ページぐらいのものができ上がっていますが、これの公表について、委員全員に確認をするかしないかがまだ確認されていなかったもので、きょう現在保留をされております。先ほど委員の皆さんとの協議の中で、三、四日以内に皆さん方に確認していただいて、意見があれば出して、修正をして、速やかにホームページにアップするという話を一応ご了解を得ています。

今後の話について、今要約、要旨の方がわかりやすいという話がありましたが、要約であると、全員に内容を確認してもらおうとかえって時間がかかるという面もあると。まあ両方やらないといかぬとは思いますが、時間的に、生の部分は確認なしにアップするかどうか。先ほど茂木立委員の方から、とりあえずアップしておいて、修正があれば、その後、どこを修正したんだということを明確にする方がわかりやすいのではないかと。そのあたりが一種の現実的な対応みたいなご提案がありましたけれども、どうでしょうか。

岡田委員 準備会議のときは、私もよくしゃべりまして、議事も、現在よりももっと長く、4時間も5時間も続いたことがございました。そういうような場合には、議事録は膨大なものになりましたので、それをチェックするのは、私としても非常に骨が折れることでしたけれども、現在程度、43ページぐらいの議事録であれば、本人が自分の発言したことについてチェックをして、それを返すのであれば、1週間以内に十分できると思います。自分のところだけ見るのだったら、3日ぐらいで十分できると思うんです。ですから、やはり全文を議事録とした上で、今茂木立委員が言われたような方法をとられたらどうかと思います。

確かに、私もようしゃべりましたから、しゃべっている間には妙なことを言って、読み返したら、何をしゃべったのかわからぬというようなところもあるわけでございまして、そういうところは自分の責任で、少なくとも一遍は修正をお願いしたいという意思があります。

松本委員長 後の議論もありますので、今で大体出尽くしていると思いますから、議事録の扱いについて、今の岡田委員、また何人かの委員のご意見の中の公約数的なものと言えば、とりあえずスピーディーに公表することが必要だ。そして、委員の皆さんも、自分

の発言については、少しは目を通しておかないと不安があるということが1つある。そして同時に、事前に完璧に直すということをやると大変おくれて、そこで矛盾が生じますので、公表後、問題が見つかれば、それはそれで訂正するなり、追加意見を付記するなりという処理をしていったらどうか。1週間以内で委員確認を終えたとすれば、初稿が1週間、委員確認が1週間で、1週間以内に返事がないのは意見なしとみなすという形で処理すれば、二、三週間もしないうちに、ホームページにはアップできるのではないかというのが落としどころかと思います。とりあえず、そのような取り扱いでスタートすることでいかがでしょうか。

中川委員 2週間が限界かなと。去年1年間、私は準備会議を外から見る立場で見えておりました、議事録が出てこないのが一番つらかったんです。だれが何を言ったかというのが非常に重要なんです。私は、茂木立委員のご提案に全く賛成なんです、まあそうは言っても、生で出るの嫌というご意見も実際あるわけですから、折衷案的なところで、確認をしていただくとしても、限界2週間、2週間を超えないうちにアップする。超えて、さらに修正というのは、それは修正したということで、残していったいいのではないかと。とにかく、早く出していただきたいというのが、私が1年間ずっと外で思っていたことでしたので、それは実現したいと思います。

松本委員長 先ほど私、2週間か3週間とあいまいな言い方をしましたが、きょうも、先ほどの打ち合わせで、4日以内というふうな話をしました。メールで送れば、初稿が上がったら、ダイレクトにすぐに行くはずですし、メールで行かない方に関しても、出せば、翌日には着くと思いますので、到着して、3日ぐらいで返す。2週間以内でアップするという前提で、委員の皆さんが確認する。それでできなかったというのは、後からの修正になるというふうな取り扱いで一応スタートすることによろしゅうございますか。事務局、それでよろしいですか。

山仲委員 委員長のご意見に私、ちょっと違う意見を持っているんです。というのは、3日でも4日でも、一度自分の発言したことが返ってきて、そこで直さないといかぬということで、3日の猶予をいただける。それで返すわけですね。その後また訂正できるというのは、これはおかしいと思います。その場合は、訂正なしがいいんじゃないですか。私の考えは、そうです。

木本 非常にスピーディーで、厳しいタイトな工程なんですけれども、努力して、いけるようにしたいと思います。ただ、ほかの委員会、審議会 - - いろんなものが県でありま

すけれども、通例で言えば、時間をかけて確認をしている委員会等もあります。すべての委員会とか県の審議会がそういう対応をできるかと言え、そうではないというご理解を心の隅に置いていただければと思います。

松本委員長 とりあえずそれで走り出して、不都合があれば……。

伊藤委員 事務局の助け船で言いますけれども、誤字、脱字も委員がチェックするとしたらどうですか。そうしたら、随分早くなると思います。

松本委員長 ということで、よろしゅうございますか。

では、そのように決めたいと思います。

ホームページの扱いとか、ホームページのレイアウトはこうしたらいいんじゃないかとかいうご意見は、今後漸次改善していくということで、本日の議論からは一応外すということで、よろしゅうございますか - -。

広報に関しては、ここにはニュースレター、資料の提供、広報誌等、あるいはNPO等との協力というのがキーワードとして挙がっておりますが、この件に関してご意見がある方……。

武田委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、NPO等との協力というのはどういう意味なんでしょうか。これは何をしようとしているんでしょうか。

松本委員長 提言の6ページ、「流域委員会の広報等において、NPO、ボランティアグループなどの協力、連携を図るよう検討する」というのは、具体的に意味することはどういうことですか。

岡田委員 これについては、準備会議のときに、最終段階でいろいろ議論がございまして、私たちは、いわゆるコンサルタントが庶務のことに関係しているということをはっきり説明を受けていなかったわけです。県の河川計画課が事務局をする以外に、そういうところへ委託というか、外注するということになると、別に疑うわけではないですけれども、外注ということについて、入札とかそういうことで、いろいろあるんじゃないかと。

それならば、NPOでありますとか、そういう団体でも、このごろNPOは非常にふえておりますから、そういうことについて、もっと指名競争入札の範囲を広げるとか、新しい人も参加できるというようにしたらどうかということから始まって、NPOとかそういうところを参加させてはどうかというような議論になったと私は思っております。

武田委員 それは、広報とはどういう関係になるんですか。広報をするのに、入札することなんですか。

岡田委員 そういうことではなくて、一般的に議事録をつくるとか、あるいはいろんな資料をつくるとかいう場合に、私たちは、準備会議の途中までそういうことが全然わからなかったわけです。そういうコンサルタントを使うということであるならば、もっとほかに、費用を低減するために、NPOを使うとか、そういうことをしたらどうかということをご提案した結果が、こういう書き方になっていると思います。

山仲委員 岡田さん、ちょっと勘違いしておられるんじゃないですか。広報と今のお話は余り関係がないんじゃないですか。請負とかそういう点では、おっしゃることはよくわかりますけれども。

だから、NPO等との協力をせぬと、農協でもよろしいやんか。商工会でもよろしいやんか。広報してくれるところを、どこでも入れたらよろしいねん。NPO等というのを、もうちょっといい言葉がありませんかね。各種団体でも何でもよろしいやん。

岡田委員 もちろんそういう意味です。

山仲委員 「等」の中に、僕の言ったいろんなのが入っているんですね。商工会でも農協でも、どこでもよろしい。そしたら、何もNPOを出さぬでもいいんじゃないですか。各種団体でいいんじゃないですか。私はそう思います。

岡田委員 NPOというのは、そういう1つの例として、最近では、NPOはいろいろやっているところがあるから、そういうところも利用して、そういうことを考えたらどうかと言ったと私は思っております。

松本委員長 私、広報というか、ニュースレターとかは、仕事としては専門にやってきた人間なんですけれども、ここの部分は、あえて言えば、広報活動に住民参加 - - 住民というのは事業者も含めて、地域の参加を求めようということではないかと私は理解をしたんです。

だから、行政広報のように、委員会が一方的に委員会の結果を - - 兵庫県の広報誌には、県民がみずからつくって書くというスペースがないんですね。どこの市町村も、それはやっていないんです。小さなところへ行ったら、最近やっていますけれども。

例えば、この流域委員会が出すニュースレターというニュースの中に、住民あるいは諸団体も意見を載せることができるようなスペースを確保して、場合によったら、ニュースレターを作成する編集委員会にも適宜意見を出してもらおうという機会を持ったらどうか。いわば広報活動における住民参加という意味合いで考えてはいかがか。そのように、私は受けとめていたんです。

もしそういう理解でいいんでしたら、具体的なニュースレターをどうつくっていくのかということについては、この委員会のメンバーで広報委員会のようなものをつくってチェックする。全部運営委員会ということよりも分担した方がいいかもわからないので、そのことは後刻検討していく。広報の体制のところは、とりあえずその辺でよろしければ、次へ行かせていただきたいと思います。

岡田委員 この問題は、むしろその次の住民意見聴取の方法というところに関係があるように私は思います。その場合に、住民参加部会の設置とか、ワークショップとか、こういうことについてはNPOの方が行政よりはずっと経験がありますし、手法も多岐にわたっておりますから、そういうことでやっていただきたいと思います。

松本委員長 では、広報の件は、とりあえずそのような運用を考えていくということで、次に行きたいと思います。よろしゅうございますか - -。

では、3点目、住民意見聴取の方法でございます。方策の事例としては、傍聴者の意見聴取、公聴会的な集会、タウンミーティング等と書いてありますが、それからパブリックコメント、流域委員会としてパブリックコメントを受け付ける。それから、住民参加部会の設置というのがあります。これは、先ほど説明がありましたけれども、少しご議論があるかもわかりません。それから、ワークショップを開く、委員と傍聴者の対話。

そういったキーワードがありますけれども、これは1つ1つ別な話ではなくて、幾つか相互に重なってくる中身を含んでいるかと思えます。これを具体化していく上で、どのようにしていったらいいかということのご意見をいただきたいと思います。

それから、資料5で、要望書が出ております。特に、この中の3の傍聴者の発言の扱いについて、傍聴者の権利が守られるように位置づけを明確にしてほしい。そのことも念頭に置いて、ご意見をいただきたいと思います。

8時半の予定ですが、もう既に超えております。会場は、9時半にはきれいに片づけて退去しなければいけないらしいですので、とりあえず、9時には終わるというめどで延長させていただいてよろしいですか。事務局、よろしいですか。

黒田 よろしいです。

松本委員長 一応9時には終わりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

田村委員 これは、キーワードですから、抜け落ちているのも当然あるんでしょうけれども、一般的に住民意見の聴取の方法と言いましたときに、例えば武庫川の治水、環境、利水、いろんな絡みの中で、周辺市の関係住民の方々がどんな意見を持っているかという

のを、タウンミーティングとかワークショップをやるのもいいんでしょうけれども、やはり関心のある人の一部の意見しか通らない。ですから、一般的には、これは大がかりになりますけれども、流域住民の何%かの比率でアンケート調査をすとか、そういった項目があってもいいと思うんです。

以前にアンケート等はされたことがあるんですか。まずそれを事務局にお聞きしたいことと、私の意見としては、何らかの形で、流域を対象にして、無作為抽出でアンケートをして、地域の人たちの考えていることを我々も勉強する。それをベースにいろいろな議論をするということを提案したいと思います。

松本委員長 過去にアンケートはとったことがあるんですか。

松本 河川の計画において、アンケートをとったというのはございません。ただ、個別のいろんな内容についてのアンケートに近いような意見聴取をすとか、先ほどもご説明しましたけれども、県民局ごとに意見を聞くというようなものはやっております。

松本委員長 アンケート調査も必要ではないかというご提案がございました。

田村委員 追加の意見を申しますと、例えば市町村の総合計画をつくったり、振興計画をつくったり、個別の公共事業のプロジェクトの計画、検討では、結構アンケートというのは一般的なんです。それを補足するために、公聴会とか、ワークショップとか、またいろんなことをするんでしょうけれども、ベーシックな方法が抜けているというのはちょっと意外なんです。

私も先ほど申しましたけれども、河川のエリアの堤外地の問題だけではなくて、地域とのかかわりで、武庫川がどうあるべきかという議論ですので、やはり思い切ってアンケートというのをやるべきだと思います。

岡田委員 住民意見聴取の方法の一番最初に、傍聴者の意見聴取と書いてございますが、準備会議のときからずっと傍聴者の意見の聴取が行われておりました。ただ、聴取はされていたけれども、それを具体的に準備会議の中で討論をして、この意見はどうかということを決める場がなかったわけでございます。例えば、第2回の流域委員会で意見を聴取したら、それは第3回のようにどのように反映されるかということ、ほとんど反映されなかったわけです。なぜそういうことになっているかということ、これは別に準備会議が悪かったということではなくて、時間がとりにくかったということに大きな原因があると思います。

したがって、こういうことは別に、傍聴者の意見があれば、それを住民参加部会と

いうところで反映させて、そういうようなことを再度討論して、次の流域委員会に持っていくべきであると、私は思います。

淀川水系流域委員会でも、住民参加部会というのは、途中から発足しまして、現在ダムの問題とかそういうことで大きな議論になっております。この提言については、畑先生もいろいろご苦労なされたというふうに聞いておりますので、そういうことについてもご意見をいただけたらと私は思っております。

松本委員長 住民参加部会は、公聴会であったり、タウンミーティングのような住民と流域委員会の委員が意見交換をする場を、単発的にイベント的にやるのではなくて、恒常的に設置しておくという趣旨ですね。

岡田委員 それは原則としてですけれども、流域委員会があれば、それに対して傍聴者の意見がいろいろございます。その傍聴者の意見を受けて、住民参加部会でそれを再度討論した結果、一つの結論を出して、それを次の流域委員会に提案する。住民参加部会の結論が必ずしも流域委員会でオーケーになるとは限りませんが、一応そういうプロセスをつくれれば、住民参加という本来の意味がもっと明確になって、透明性が増すのではなかろうかと私は考えております。

奥西委員 先ほど出たアンケートの意見については、私は、否定的な意見を申し上げざるを得ないと思います。問題によっては、この問題についてアンケートをとらないと前に進まないということはあると思うんですが、すべての問題についてアンケートをとろうということになると、この委員会の仕事のほとんどがアンケートに注がれてしまって、アンケート委員会みたいなものになってしまう。そうすると、何のために流域委員会をつくったのかわからなくなってしまおうということをや非常に危惧するわけです。

黒田 先ほど9時まで議論オーケーということをおっしゃっていましたが、作業的には9時から撤去作業はできるんですが、その前に議事録骨子の確認というのが10分か15分ほどかかりますので、その辺を考慮していただきたいということで、お願いいたします。

松本委員長 いずれにしても、アンケートの問題を一般論的な議論をしても、ちょっと空中戦のようになりますので、具体的に必要が生じたときに、また改めて議論をすることにして、そういう提案をされたら。方法については、いろんな問題点もやり方もあるということで、住民意見聴取の方法の一つとしてキープしておくぐらいで、きょうは終わらせていただきたいと思います。

実は、住民意見聴取の方法を議論しているんですが、きょう、時間的に見ると、傍聴者

の意見を聞く時間がなくなってしまうんです。今この問題に関してご意見があればいただきたいんですが、ここのキーワードで挙げられているのは、公聴会的な集会というのは、どんな形態をとるかはともかくとして、住民参加を保障していく、住民が意見を言う、それを委員会の審議に反映する、そのために、委員と傍聴者と対話していくという機会を別途確保していくべきだろうという方策の具体例だと思います。ワークショップも同じことだと思います。

だから、今どれとどれをやるのかということではなくて、こういうふうな手段を適宜講じながら、とにかく反映する方法を考えていこうということで、具体的な運営の方策を運営委員会で一度取りまとめてみる。そういうことで、ここはおかしていただければありがたいんですが、よろしゅうございますか。

岡委員 公聴会的な集会とか、パブリックコメントとか、住民参加部会の件とか、ワークショップとかいうのは、今の委員長の意見に全く賛成です。各会ごとの一般傍聴者の意見、要望というのは、せっかく運営委員会をつくったんだから、運営委員会に一回引き上げる。運営委員会で、次回の議案を検討するんだから、そのときにその意見をどう扱うかというのをやれば十分ではないかという気がします。

今委員長がおっしゃったことプラス、その会議ごとの一般傍聴者の意見を運営委員会の中で取り上げていくふうにやっていただければいいかなと思います。

松本委員長 では、そういう議論を踏まえて、具体的に運営委員会として要項をまとめていくというふうにしたいと思います。

あと、部会の設置等あるんですが、きょう、今の段階で決めずとも、先ほどの住民参加部会との関連もありますので、後日検討していく。組織拡大も、これから具体的な中身の議論をしていく中で、検討していく課題ではないかということで、取り急ぎ決めておかなければならないことではないという判断ができるかと思います。

議決についても、冒頭に申し上げましたように、今の段階で差し迫って要らないだろう。基本的には、私、議長として、制度上は過半数とか重要事項の決め方というものは要るんでしょうけれども、現実問題としては、多数決で決めるということは、この種の委員会の意味を持たなくなってくるのではないか。かといって、全員一致というのは、現実にはそぐわないわけですが、限りなく全員の了解を得るまで粘り強く議論して、合意していくというのが基本姿勢になるのではないかと思いますので、私自身は、過半数か、そうでないかというのは、余り重要な問題ではない。ただ、制度的には何らかの形では決めておかなければ

ればならないだろうとは考えております。

そういうことで、きょうの議題からはちょっと棚上げにしておいて、また後日提案をさせていただきますと思います。

あとの3つについても、事務的な問題に絡んでおりますので、これをどう扱うかということは、運営委員会で議論をして、改めてご提案させていただくということで、非常に走って申しわけないんですが、またエンドレスで時間があるときには、徹底的に議論をしていただくとして、本日のところは、委員会の運営に関する議論は、このあたりで、運営委員会に成案をゆだねるということでご了解いただけますでしょうか - -。

中川委員 1つだけ提案させてください。傍聴の方のご意見をきょう伺うことができません。住民意見聴取の方法については、とりわけご意見が多数あると思いますので、終わった後に、直接運営委員会に提案していただくとかいうようなパスを確保していただきたいと思います。

松本委員長 お一人、お二人でも傍聴者に意見を聞こうかと思ったんですけども、物理的に厳しいですね。きょうは、いわば運営に関する話でご意見をいただいておりますが、中川委員のご提案のように、運営についてのご意見を運営委員会で議論させていただくということで、事務局に対してメール、あるいは文書、ファックス、郵送でご意見をお寄せいただく。そういうことで、本日のところは発言時間を割愛させていただいてよろしいでしょうか。

どうしてもきょうこの場で言うておかないといかぬということがあれば……。

前川 それは後で出すにしましても、とりあえず席の配置でお願いしたいんですけども、準備会議のときから申し上げていたんですが、県の管理者の方々が傍聴者の前にこういうふうにおられますと、何か隔てられちゃいますので、県の方をもうちょっと……。まして、委員さんが多くなりましたから、余計に隔たりが大きい。

きょうの傍聴者の感想として、県の管理者の方々はぜひもうちょっと横へ退いていただきたいということで、切望いたします。

安留 21世紀の武庫川を考える会の安留と申します。

先ほど住民意見の反映、意見聴取ということで、議論がいろいろありました。時間がないということなので、簡単に言いますけれども、住民意見の時間を初めから組み込んでおいてほしい。先ほど時間がないからということだったんですが、住民意見を聞く時間も含めて、例えば9時だったら9時に終わるというふうな形にさせていただきたい。

それと、議事録の問題もありましたけれども、議事録ができてから次の議論ができるように、つまり次の予定、予定ということで、先に予定を組んでしまうと、それまでに議事録をつくらぬといかぬということになってしまうと思うんです。議論を積み重ねていくためには、第1回目の議事録が済んだときに、それが発表された後で2回目の議論をするというふうにする。

確かに、ここにおられる方々については、私たちの代表として出席されていますけれども、その後ろには多くの県民が見ていますし、発言した内容は私たちも聞いています。ところが、議事録に出てきたときに、いやそれは趣旨と違ったんだということで文章が変わっているのは、これはちょっとおかしい。先ほど茂木立委員も言われたように、生で出していただく。それについては、本来こうではなかったんだという意見を付すことは自由ですから。ただし、議事録としてまず最初に出すのは、ここで論議された内容をそのまま正確に伝えてもらう方が、私たちとしても理解がしやすいというふうに思います。

松本委員長 議事の運営に関する意見は、改めて運営委員会で検討させていただきます。時間がなくて申しわけございません。最後に、次回の日程を確認させていただきます。次回の開催日について、事務局からお願いします。

黒田 次回の委員会の開催日につきましては、日程の都合等お伺いしております、できるだけ多くの委員の都合のつく日ということで整理をさせていただきました。

それで、次回、第3回は、6月1日の火曜日、午前からということで、お願いしたいと思います。午前といいますのは、9時からということで事前にお伺いしておりましたが、詳細の時間設定はこれからさせていただいて、また連絡させていただくということでお願いしたいと思います。

第4回につきましては、6月28日の午後。第5回が7月24日、土曜日の午後ということで、整理をさせていただきました。

こういう方向で進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

池淵委員 午後というのは、1時から4時という時間帯の設定ですか。

黒田 一応1時からということでお伺いしておりましたので、また時間を設定しまして、場所も含めて連絡させていただくということで、お願いしたいと思います。

松本委員長 きょうは、運営等については、生煮えの面もありますけれども、基本的な方向で、とりあえず議論を進められるだろうということで、本格的に中身の話に入る前に、武庫川流域の現場を見ておく必要があるだろうということで、今回は現地調査を行うとい

う日程を組み立ててもらっております。

午後からでは間に合わないし、行く前に少しオリエンテーションが必要だろうということで、1時間程度会議をした後、午前、午後を使って、詳細な時間帯はまだ決まっておりませんし会場もまだ決まっておりますが、現地調査に行くという形になるかと思えます。

開催日程に関しては、基本的には向こう3回分の日程を委員の皆さん方の日程調整をした上で一応決めておきたい、予定をしておきたいと思えます。次回以降も、3回先の日程を次々に追加しておくというふうにさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議事骨子はできましたか。

黒田 今作業をしております。あと5分程度かかるということですので、いましばらくお待ちいただきたいと思えます。

松本委員長 この後、運営委員の皆さんは、委員会を開く日程の調整などをしたいので、少し残っていただきたいと思えます。

伊藤委員 次のツアーの行程なんかもお話になりますか。それには意見が言いたいんです。

松本委員長 一応議事は終わりましたけれども、議事録確認のできるまで、次回の日程について少し注文があるようですから。

伊藤委員 6月1日は、武庫川の現地調査とおっしゃってました。9時から1時間ブリーフィングをして、10時に出て、4時ぐらいまででしょうね。とても回り切れないと思うんです。ですから、どういうふうにどこへ行かれるのかを明確にされて、もしだめだったら、第2回とかいうのを今回とは別にでもするということが必要だろうと思えます。

例えば、ここから篠山まで行くのに1時間かかります。そうしたら、11時でしょう。また下ってきて、大型バスでは堤防はとても通れません。川があそこにあるよというだけで通ってしまいます。もう1つ、武庫川溪谷は車が通れません。武庫川溪谷をどういうふうに扱われるか。例えば、武田尾と生瀬の間だけで2時間半かかります。道場と武田尾の間は3時間かかります。そういう過程はどうなさるのか。それから、宝塚から下流まででも、ぱっと通るだけでも、1時間でいかないと思えます。車が込んでいますから。

そんなような状態ですから、武庫川の流域を現地調査というのは、形式だけではなくて、実質でどういう調査をされるかというのを決めないといけないと思うんです。もし運営委員会でそういうことをお決めになるんだったら、ちょっと私も出たいなと思っております。

松本委員長 現地調査を中心にした委員会の段取りを決めるのに、一緒に加わるとおっしゃっていただける方、ちょっと手を挙げてもらえませんか - -。

ほかにいらっしゃれば、日程調整をするときに一緒に残ってもらえませんか。

岡委員 いつごろの予定ですか。もし運営委員会がこの日と決まれば、自分の仕事の都合さえつけば、行きたいと思っています。

酒井委員 川を見る、川を知るという計画ならば、源流まで足をお運びいただきたい。

田村委員 準備会議のメンバーの方で推薦された方と我々公募で参加した者と温度差があると思うんです。我々の場合は、小論文と懇切丁寧な面接をしていただいて、選定した方々、あるいは準備会議の方々はご存じだと思いますけれども、我々は、推薦の方の中身、何を考えておられるかはまだ理解できていない。25名が意見交換をしてやっていけば、徐々にわかるけれども、それでは遅過ぎるので、できれば、前回、第1回の傍聴者からご提案がありましたように、推薦の方々の理念とか、今回の委員会に取り組む姿勢とかを書いていただいて、それを配っていただく。我々の小論文も配って、こいつはどんなやつだという委員相互の共通認識を深めるということができないかと思うんです。「その他」の中で発言しようと思ったんですけれども、時間がありませんでしたので、この場をかりて提案したいと思います。

岡田委員 時間が切迫して申しわけありませんが、私は、今の田村さんのご意見に全く賛成です。私は、準備会議でもそういうことを申し上げました。準備会議の委員は、全部自分の抱負とかを書いて、それを公開すべきであるということを提案したのでございますが、残念ながら私の意見は通りませんでした。

したがって、今田村さんが提案されたことは、私の意にかなったことでございますし、傍聴者の方からもそういうご意見が出ていることもよく承知しておりますので、今からでも遅くはないので、推薦委員から出てきた人も、意見なり抱負なりを書くべきであると思います。私は、そういう意見です。

松本委員長 今の話も、どこかで議論して、俎上にのせていったらいいかと思いますが、なかなか時間がない。5時間ぐらい議論をしないとだめなんですね。

木本 申しわけありませんが、プリンターが故障しましたので、議事骨子は画面で出して、読み上げさせていただきます。

第2回 武庫川流域委員会 議事骨子

平成16年4月20日

武庫川流域委員会 委員長 松本 誠

1. 設立

・前回欠席の委員(池淵委員、畑委員、村岡委員、長峯委員の4名)について、各委員より自己紹介が行われた。

2. 議事

(1) 議事録の署名人は、委員長と池淵委員が行うこととする。

(2) 運営委員会(仮称)の設置

・運営委員会の設置が承認された。

・運営委員会の委員として、松本誠委員、川谷委員長代理、佐々木委員、中川委員、岡田委員、長峯委員の6名が了承された。

(3) 河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組み概要

・河川管理者より、本委員会設立の経緯や武庫川の概要等について、各委員間で共通認識を持つことを目的として、「河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組み概要」について説明が行われた。

(4) 委員会で検討・決定する事項(委員会運営の要領)

・議事運営は、運営委員会で行う。

・議事録については、できるだけ早く公開するため、各委員へ初校送付後3日以内に確認、2週間以内に公開する。

3. 次回の委員会について

・6月1日(火)に行う。

こういう内容でございます。

(2)の中で、松本委員長。あと、(4)で、初校の「校」の字が間違っていると思いますので、後で訂正させていただきます。

松本委員長 (4)の黒ぼつの1つ目、議事運営ではなくて、流域委員会の運営ですね。議事運営は、議長がやらないとしようがないですから。

木本 「流域委員会の運営は」という形に訂正いたします。

松本委員長 その下の公開は、2週間以内というのは、「概ね」ぐらいをつけておいたらどうですか。

木本 ありがとうございます。

松本委員長 ご意見がございますか - -。

特になければ、これで本日の委員会の確認をさせていただきます。

運営委員会で、次回までに運営の要領を作成して、ご提案申し上げます。

本日は、長時間ありがとうございました。

黒田 これをもちまして、閉会させていただきます。